

厚生委員會議録第十八号

昭和二十八年三月九日(月曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 平野 三郎君
理事大 石武一君 理事野澤 清人君
理事堤 ツルヨ君

新井 京太君 新井 秀爾君
勝俣 稔君 加藤謙五郎君
永山 忠則君 日高 忠男君
佐藤 芳男君 鈴木 義男君
島上善五郎君 長谷川 保君
柳田 秀一君 只野直三郎君
出席政府委員

厚生事務官 慶松 一郎君
厚生事務官(業務局長) 安田 巖君
厚生事務官(社会局長) 木村忠二郎君
厚生事務官(引揚援護局長) 楠本 正康君
厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 委員外の出席者 松岡 松平君
議員 谷口弥三郎君
参議院議員 今村 謙君

厚生事務官(社会局長) 今村 謙君
厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 尾崎 嘉篤君
参議院議員 川井 章知君
参議院議員 引地亮太郎君
参議院議員 山本 正世君
参議院議員 草間 弘司君

三月六日
委員八木一男君辞任につき、その補
欠として長谷川保君が議長の指名で
委員に選任された。

三月七日
委員町村金五君及び山下春江君辞任
につき、その補欠として大麻唯男君
及び三浦一雄君が議長の指名で委員
に選任された。

三月六日
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律の一部を改正する
法律案(参議院提出、参法第九号)
未帰還者留守家族等援護法の施行等
に関する法律案(内閣提出第一五四
号)

同月九日
消費生活協同組合資金の貸付に関す
る法律案(内閣提出第一三三三号)参
議院送付)

同月六日
国立三期療養所の病床増設に関する
請願(足鹿覺君紹介)(第三五二八号)
生活保護法による生活扶助助料引上げ
に関する請願(勝間田清一君紹介)
(第三五一九号)

同(横路節雄君紹介)(第三五七九号)
国立療養所における給食費増額の請
願(熊谷憲一君紹介)(第三五二〇号)
生活保護法による生活扶助助料引上げ
等に関する請願(熊谷憲一君紹介)
(第三五二二号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶
助料支給に関する請願(山崎始男君
紹介)(第三五二二号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
改正に関する請願(足鹿覺君紹介)
(第三五二八号)
同(徳安貴藏君紹介)(第三五七六号)

結核患者に身体障害者福祉法適用の
請願(熊谷憲一君紹介)(第三五三八
号)

元満洲開拓犠牲者遺族等の援護に関
する請願(松岡俊三君紹介)(第三五
七七号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶
助料支給等に関する請願(山崎始男
君紹介)(第三五七八号)

国立三期療養所施設拡充に関する請
願(成田知巳君紹介)(第三五八〇号)

同(並木芳雄君紹介)(第三七〇五号)
の審査を本委員会に付託された。

同月六日
健康保険法等改正に関する陳情書
(日本経営者団体連盟常任理事諸井
貫一)(第一七四三三号)

同(高知県議会議長横山徳郎)(第一
七四五号)
遺族国債の現金化予算大幅増額の陳
情書(高知県議会議長横山徳郎)(第
一七四六号)

衛生検査技術者の身分法制定に関す
る陳情書(長野県衛生検査技術者協
会会長谷山直記)(第一七四九号)

若別保健所早期設置の陳情書(北海
道空知郡若別町長中西次郎)(外一
名)(第一七五〇号)

簡易水道施設の国庫補助に関する陳
情書(高知県議会議長横山徳郎)(第
一七五一号)

同(長崎県諫早市長野村儀平)(第一
七五二号)

同(長崎県北松浦郡小佐々町長山口
房吉)(外四名)(第一七五三号)

同(長崎県西彼杵郡日見村長入江圭
之重)(第一七五四号)

同(長崎県下県郡豆蔵村長本石徹作
外七名)(第一七五五号)

同月七日
厚生援護施策の強化に関する陳情書
(大阪府市議会議長清水太一郎)(第一八
六三三号)

国民健康保険給付費に対する二割国
庫補助の実現に関する陳情書(愛媛
県町村会長兵頭伝兵衛)(第一八六四
号)

清掃事業施設整備に要する財源措置
に関する陳情書(徳島市議會議長上
原治太郎)(第一八六五号)

清掃施設整備に対する国庫及び県費
補助等に関する陳情書(大阪府市議
長清水太一郎)(第一八六六号)

簡易水道施設の国庫補助に関する陳
情書(長崎県北松浦郡島村長福市
藤蔵)(外七名)(第一八六七号)

○平野委員長 次、連合審査会の申
る陳情書(大阪府市議會議長清水太一郎)
(第一八六八号)
国立公園管理の充実に関する陳情書
(栃木県知事小平重吉)(第一八六九
号)
を本委員会に送付された。

本日、の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件
消費生活協同組合資金の貸付に関す
る法律案(内閣提出第一三五五号)参
議院送付)

未帰還者留守家族等援護法の施行
等に関する法律案(内閣提出第一五
四号)

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律の一部を改正する
法律案(参議院提出、参法第九号)

○平野委員長 これより会議を開きま
す。

まず、先般診療及び公衆衛生に関す
る実地修練の問題について、参考人よ
り意見を聴取すべく、その選定、開会
日時等に関する事項は、委員長に御一
任願つておたつたのでありますが、明十
日午前十時より委員会を開会し、次の
方々を参考人として御出席願うことと
いたしましたから御了承願います。金
沢大学学長戸田正三君、東京大学医学
部長三沢敬義君、慶応大学医学部長阿
部勝馬君、国立東京第一病院副院長栗
山重信君、国立仙台病院院長加藤豊次郎
君、都立広尾病院院長原素行君、以上で
あります。

○平野委員長 次、連合審査会の申

る陳情書(大阪府市議會議長清水太一郎)
(第一八六八号)
国立公園管理の充実に関する陳情書
(栃木県知事小平重吉)(第一八六九
号)
を本委員会に送付された。

入れの件についてお諮りいたします。現在参議院に売春等処罰法案が提出され、本院にも予備審査のため送付されて、法務委員会に付託されており、同法案は、当委員会の所管する公衆衛生とか社会問題とをきわめて密接な関係がありますので、法務委員会に連合審査会を開会すべく申入れをなし、これに関する手続等を委員長に御一任願いたいと存じますが、そのように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○平野委員長 次に、委員外の議員松岡松平君より薬事法の問題について発言を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平野委員長 御異議なしと認め、また、それでは議員松岡松平君に議員外発言を許すことに決しました。松岡松平君。

○松岡松平君 厚生省の政府委員にお尋ね申し上げたいのですが、現在の薬事法第二十九条によりますと配置売業者の登録は、営業区域ごとに都道府県知事の登録を受けなければならぬことになっておるわけですが、これは店舗売業においてはその営業地だけでよろしいのですが、配置売業になりますと、各都道府県にこの登録を手續いたしますことは、はなはだ煩瑣であるのみならず、たいへん手数がかかります、その都度登録料を納めなければならぬというので、業者が非常に困つておるわけであり、これをこの際厚生省に届け出るということにして、厚生省

から各営業区域に通達してもらえば、当局の取締りの方途としては足りるのではなからうかという考えを、業者は圧倒的に持つておるわけであり、厚生省当局のこれについての御所見を承りたいのであります。

○松岡政府委員 お答えいたします。薬の販賣業につきましては、大体原則といたしまして、これが都道府県知事の権限にあることは、極端に申しますれば昔から、明治十五年あたりからの事柄でございます。従いまして、都道府県知事の権限の及びます範圍は、原則といたしまして、その都道府県において免許ないしは認可を受けた範圍に及びべきであります。その意味におきまして、富山あるいは奈良あるいは滋賀等に盛んでありますところのいわゆる配置家庭業、すなわち昔から申します売業の行商に關しまして、この行商についての免許が行きます先々の各都道府県知事の免許を要するということ、これを従来とつて来た方針通りであります。この方針はいまさら新しいことではございませんで、現在の昭和十八年の薬事法以来のことであり、さらにその以前からもそのようであつたようであります。しかしながら確かに行く先々の各都道府県において免許を受けることはたいへん煩雜でありますので、これにつきましては、私もどなたもいたしましては便法を講じておるのであります。すなわち各府県に売業を売つております協同組合がござりますが、その協同組合を単位としておるのであります。従いまして、たとい一つの府県に何軒の販賣業がございしても、それは一本でこれをとつておるのであります。そ

こで考えられますことは、この業態は一般の店舗を持つております販賣と違ひまして、全国に及んでおるのであります。従いまして、全国に及ぶものでありますからして、これを厚生大臣の登録ないしは厚生大臣の免許にしたらどうかということもつともな次第であります。これにつきましては、私どもの方でも検討いたしましたのでございますが、しかしながら今日、この家庭業の配置販賣に關しましてのみそれを認めますことは、原則として大體中央の権限を地方に委譲せんとしており、政策上から申しますれば、いささか逆行であること、なおいろいろこれを法制化するために検討いたしますと、厚生大臣の免許を受け、さらに各地方長官にもやはりこれを報告ないしは届出をいたしませんと、地方庁で内容がわかりません。そういう意味でかえつて非常にめんどうなことになりはしないか。なお現在におきましては、これはすでに登録ないしは免許が済んでおるのでありますからして、従つて今日めんどうな手續というものは、ただ単に毎年登録を更新するだけのことです。従つてもしもこれを厚生大臣等に切りかえますれば、その間にまたいろいろな手續等を必要とするということ等から申しまして、この問題に關しましては、よほど慎重に検討する必要がある、こういうふうには考へておる次第でございます。

○松岡松平君 もう一点これに關連いたしまして、現在の登録制は一年きりなのであります。一年ごとに登録料を納めまして、こまかい行商人が、實際行商は継続しておるにかかわらず、毎年形式的に更新しており、そのために

その都度登録料をとられておるわけなのであります。少くともこれは一旦登録すれば、三年くらいは有効期限を認めていたなければ困るのじやないかと思ふのですが、これについての御所見を承りたい。

○松岡政府委員 まことにどうもつともな御意見でありまして、その点に關しましては、私もどなたも考へておるところであります。しかしながら薬事法にございまして、行商問題ばかりでなく、薬局もございまして、いろいろ製造業もございまして、いろいろございます。またこの薬事法以外にも、いろいろ法律に登録の問題あるいは免許の問題等があるわけでありまして、これにも一年ごとに行つておる更新も相当でございます。これはひとり厚生省の法律だけでなく、農林省の法律にもございまして、そこで政府といたしましては、むしろこういう問題は、行政簡素化に關しまして、そういう登録ないしは免許手續の変更、つまり更新の延期でございますが、そういう一本の法律が出されることは望ましいというふうには私も承知いたしておるのであります。その意味におきまして、そういうような点が具体化したしましては、必ず仰せのように、それが二年になりますか、三年になりますか、あるいは五年になりますかかわりませんが、できるだけそういう点が簡素化されるように措置いたしたいと存じておる次第でございます。

つともであります。しかしながら實際行商人は自分の居住しておる所でも登録し、さらに営業区域でも登録しておるといふこの煩瑣な取締りを受けておることについて、この際これを厚生省に一本化するということ、必ずしも時代逆行とは言えないと私は思ふのであります。当局におかれては、この点についてさらに一段と御考慮を願いたいと存する次第であります。

○平野委員長 次に参議院提出にかかるとる医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず提出者より趣旨説明をお聞きすることにいたします。参議院議員谷口弥三郎君。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案
改正する法律
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

「並びに」を「」に改め、「又は」は満川国が行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を考へる。

この法律は、公布の日から施行する。

つともであります。しかしながら實際行商人は自分の居住しておる所でも登録し、さらに営業区域でも登録しておるといふこの煩瑣な取締りを受けておることについて、この際これを厚生省に一本化するということ、必ずしも時代逆行とは言えないと私は思ふのであります。当局におかれては、この点についてさらに一段と御考慮を願いたいと存する次第であります。

○松岡松平君 さきにお答えのありました薬事法第二十九条の配置売業に關する登録の問題であります。今の局長からの御説明は一応なるほどとも

つともであります。しかしながら實際行商人は自分の居住しておる所でも登録し、さらに営業区域でも登録しておるといふこの煩瑣な取締りを受けておることについて、この際これを厚生省に一本化するということ、必ずしも時代逆行とは言えないと私は思ふのであります。当局におかれては、この点についてさらに一段と御考慮を願いたいと存する次第であります。

○谷口参議院議員 たいま議題とな
りました医師国家試験予備試験の受験
資格の特例に関する法律の一部を改正
すも法律案の提案理由を御説明申し上
げます。

医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律は、現行医師法によ
りまして、医師国家予備試験の受験資
格を認められておらず、一定の医
学の教習を目的とする学校を卒業した
者や、朝鮮総督の行つた医師試験の第
一部試験に合格し、または満州国の行
つた医師考試に及格した者等に対して
医師になる道を開いて、将来に對する
希望を持たせてやるために制定されま
したことは、すでに皆様のよく御存じ
のことでございます。しかしながらこ
れらの人たちと医学に關して同等以上
の知識及び技能を有しながら、終戦後
の医学教育制度の改革によりまして、
医師になる道がまつたくとざされてお
る気の毒な人たちが現在まだおるの
であります。

それは、昭和二十二年三月日本医学
の進歩発展のために、關係方面より発
せられた医学専門学校の整備に關する
勸奨に基き、卒業を目前に控え陸校と
なりました元福岡県立医学歯学専門学
校の第四学年を修了した約四十名の
人たちがおります。この人たちに對しま
しては、当時他の存続する医学専門学
校、大学予科または高等専門学校へ転入学
ができるような措置がとられたのであ
りますが、経済的条件、地理的条件等
の理由から、これらの他校への転入学
は断念しなければならなかつたのであ
ります。この人たちは、歯科医師とし
ての免許を有し、さらに医学の専門課
程をも修了してあり、医学に關する知

識及び技能の点において、現在この特
例の対象となつてゐる者に比較いたし
まして、決してまさるものも劣らない実
力を有してゐるのであります。かよう
に医学に關して相当な知識及び技能を
有してゐるが、ただ受験資格を認め
られていないために、医師になる道が
とざされておられますことは、他の者に
比較しまして、はなはだ不平等である
といわねばなりません。そこでこの人
たちに、せめて医師国家試験予備試験
の受験資格を認めて、身につけた医学
に關する知識及び技能を發揮させる門
を開いてやりたいという趣旨から、こ
の法律案を提案いたした次第でありま
す。

何とぞ、御審議の上、すみやかに
御可決くださるよう、お願い申し上げ
ます。

○平野委員長 これにて医師国家試験
予備試験の受験資格の特例に關する法
律の一部を改正する法律案に對する提
案理由の説明を終りました。

これより本案の質疑に入ります。本
案についての御質疑はありますか。本
案。――日高君。

○日高委員 提案理由の一番初めのと
ころでございますが、この試験の特例
に關する法律といふのは、この配られ
ました資料のどの部分にあるのでござ
いますか、ちよつとお伺ひいたし
ます。

○谷口参議院議員 ちよつと資料を差
上げておられませんので、まことに恐縮
ですが、この特例に關しますのは、従
来もすでに医師国家試験予備試験の法
案をつくつて出しておるのでございま
す。たとへば満洲国におつた方と
か、朝鮮におつた方で、あちらで医

師をしておつたけれども、實際は日本
で資格が認められなかつたために、そ
ういふ者には特例をこしらへまして試
験をしたことがあるのでございます。

○日高委員 その法律をちよつと読ん
でみてくださりませんか。

○草間参議院議員 「医師国家試験
予備試験の受験資格の特例に關する法
律、従前の規定による中学校若しくは
高等女学校の卒業者又は専門学校入
者検定規定（大正十三年文部省令第二
十二号）により専門学校入学の資格を
有するものとして検定された者以上の
程度を入学資格とする修業年限三年以
上の医学の教習を目的とする学校（医
師法（昭和二十三年法律第二百一十
号）第十一條第一号「文部大臣の認定した
受験資格のある大学」及び第四十三條
「旧令による学校で受験資格が与えら
れるもの」の規定による大学及び専門
学校を除く。）を卒業した者、医師法
第三十六條第三項又は第四項の規定に
より従前の例による試験を受けること
ができた者並びに昭和二十年八月十五
日以前に朝鮮総督の行つた医師試験の
第一部試験に合格し、又は満州国の行
つた医師考試の第一部考試に及格した
者は、医師法第十二條「医師国家試験
予備試験の受験資格」の規定にかかわ
らず、この法律施行の日から五年以内
に行われる医師国家試験予備試験を受
けることができる。」かようになつて
おります。

○日高委員 それから当時学校が陸校
になりまして、ほかの新しい学校の第
四学年へ転入させるといふ法令で、一
部分は四年生へ転学して行つて、そ
うして試験を受けて医師になつてを
るものが相当あるわけでございますが、あ
の

ときのあの法律といふものは、もう廃
棄になつたのでございますが、それと
もまだ現存しておるのであります。か
つておきたいと思ひます。

○谷口参議院議員 たいまお尋ねに
なりましたことは、専門学校はA、B
にわけまして、Aは存続して、Bだけ
が廃校になりました場合に、方々の学
校に、地理的關係で行ける人は行つた
のでございますが、ここに出でおりま
すのは、行くことができなかったもの
でございます。差上げてあります昭和
二十二年文部省令第十六号に出で
おるのでございます。

○日高委員 そうすると、その文部省
令は廃棄になつておらぬのですか。現
在でもこの法律は生きておるのでござ
いますか。

○谷口参議院議員 この法律は現在生
きておるのでございます。しかしただ
いま申します方面のことは入らぬこと
になつております。

○勝保委員 今のことに關連したこと
でございますが、この文部省令第十六
号が生きておる。また片方において
は、今度のような特例の法律が生れる
といふと、これはその人がどつちに行
つてもいいといふことになるわけだ
か、どういふことになるわけですか、
その關係を御説明願ひたい。

○草間参議院議員 これはその当時
は、大学コースをとつてもよいし、A
級の専門学校コースをとつてもいいこ
とになつておりました、どちらにでも
行かれたのであります。ただいま
では専門学校の方はなくなりまして、
大学コースだけになつておると思つて
おります。でありますから、たいま
では大学コースだけしかないのでござ
います。

○平野委員長 他に本案についての御
質疑はありませんか。――他に本案に
ついての質疑もないようですが、本案
について質疑は終了したものと認める
に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議もないようです
から、本案の質疑は終了したものと認
めます。

これより討論に入ります。本案の討
論につきましては、別に通告もあ
りませんので、これを省略し、ただちに採
決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認め、そ
のようによつて決します。

よつて本案の討論は省略し、これよ
り医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に關する法律の一部を改正する法
律案の採決に入ります。本案を原案の
通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本案は原案の通り可決いた
しました。

なお、本案に關する委員会の報告書
の作成に關しましては、委員長に御一
任願ひたいと存じます。そのように
御了承を願ひます。

○平野委員長 次に、未帰還者留守家
族等援護法の施行等に関する法律案を
議題とし、審査に入ります。

まず木村引揚援護庁長官より趣旨の
説明をお聞きすることにいたします。

木村引揚援護庁長官。

未帰還者留守家族等援護法の施行
等に関する法律案

未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律

(未復員者給与法等の廃止)

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。

一 未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号。以下「旧法」という。)

二 特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)

(一般職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 一般職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

(申請主義の特例)

第三条 この法律の施行の際、現に旧法(特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。又は従前の公務員給与法附則第三項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。))の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。))の支払を受けている者で、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号。以下「新法」という。))の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、同法第五条第二項の申請を要しないで、昭和二十八年四月分から留守家族手当を支給する。

(留守家族手当の特例)

第四条 この法律の施行後昭和二十八年五月三十一日までの間に、留守家族が新法第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年六月三十日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が新法第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

2 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に新法第七条の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。

(順位の特例)

第五条 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、新法第七条の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び新法第六条第一項の規定によりその者と同一順位にある者に、留守家族手当を支給する。

2 第三条の規定は、前項の者について準用する。

(特別手当)

第六条 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、新法による留守家族手当の支給を受けることができなない場合には、その者及び従前の例によりその者と同一順位にある者に対して、昭和二十八年四月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他に新法による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

2 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。))があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

3 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

4 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改訂するものとし、改訂後の額については、従前の例による。

5 新法第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

7 前条の規定による特別手当は、当該未帰還者につき、新法の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

(額の特例)

第八条 前条第一項但書又は前条に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、新法第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び新法第七条の規定に該当する者を除く。))一人につき四百円を加えた額とする。

9 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

(差額支給)

第十条 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、新法の規定により支給する留守家族手当について、第八条(前条)において準用する場合を含む。に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を支給する。

留守家族手当に加えて支給する。

一 第六条第一項但書に規定する場合に支給する留守家族手当及び前条に規定する留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二 第七条に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

2 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。

(未支給の給与)

第十一条 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(俸給の返還をさせない場合)

第十二条 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつたことが判明した場合に、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日から、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還

させないことができる。

(療養の給付)

第十三条 新法第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

2 この法律の施行前に、旧法第八條の第二項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「改正法」という。)附則第二條第一項又は旧法第八條の第二項(改正法附則第二條第二項)において準用する場合を含む。の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認められた負傷又は疾病については、政令で定める場合を除くほか、それぞれ新法第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

(指定医療機関)

第十四条 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関以外の医療機関から受けた療養)

第十五条 新法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

(再給付の禁止)

第十六条 この法律の施行前、他の法令の規定により新法による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、新法による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

(実績の保障)

第十七条 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、新法第二條に規定する未帰還者でないものは、当分の間、未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、新法による援護を行うことができる。

(新法と恩給法との調整)

第十八条 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第...号。以下「恩給法中改正法」という。)附則第二十五條第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令の定めるところにより当該普通恩給の内払とみなす。

(陸軍刑法を廃止する等の政令第七條の改正)

第十九条 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七條を次のように改める。

第七條 もとの陸海軍に属していた者であつて、まだ復員してないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないことと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならぬ。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

(戦没者遺族等)

第四條第二項第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

(第五條第六十四号を次のように改める)

第六十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第...号)の定めるところにより、留守家族手当の額を改訂し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四條の二中第七号を削り、第四号を第五号とし、以下第六号まで順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

(未帰還者留守家族等援護法を施行すること)

第三十九條の五中「第十四條の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四條の二第六号から第八号まで」に改める。

(第三十九條の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める)

第三十九條の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」を「第十四條の二第六号」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項但書中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第...号)」に改める。

(第三十五條但書中「未復員者給与法又は特別未帰還者給与法」を「未帰還者留守家族等援護法」に改める)

第三十五條但書中「未復員者給与法又は特別未帰還者給与法」を「未帰還者留守家族等援護法」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十二條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第十九條第三項」の下に「又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第...号)第二十二條第三項」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第二十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「その家族等に対する俸給その他の給与に關する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第...号)」に改める。

二百七十九号)の施行に關する事務」を削る。

(地方税法の一部改正)

第二十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六百七十二條第六号を次のように改める。

(未帰還者留守家族等援護法)

第六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第...号)の規定により支給を受ける金品第七百四十四條第十一項及び第七百七十七條第四項中「特別未帰還者給与法」を「特別未帰還者給与法、未帰還者留守家族等援護法」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第二十五條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員」を「及び未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第...号)第十六條第一項に規定する未帰還者である職員」に改める。

(遺族援護法の一部改正)

第二十六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百十七号)以下「遺族援護法」とい

う。の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改める。

第七号第一項中「恩給法別表第一号表ノ四の特例項下から第六項下」を「恩給法別表第一号表ノ二」に、同項第二号中「未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八号の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二条」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第号）第十八条」に改める。

第十二条第二項中「恩給法の特例に関する件又は未復員者給与法」を「旧恩給法の特例に関する件若しくは旧未復員者給与法又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

〔遺族年金支給の特例〕

第二十九条の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者に関し、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者が死亡した日からその死亡の事実の判明した日までの間に、未帰還者留守家族等援護法第五条の規定による留守家族手当又は未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律（昭和二十八年法律第号）第六号第一項若しくは第二項の規定による特別手当が支給されていた場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、当該留守家

族手当又は特別手当が支給されていた期間に係る分は、支給しない。

第三十四条第三項中「特別未帰還者給与法」を「旧特別未帰還者給与法」に改める。

〔遺族援護法の一部改正に関する経過規定〕

第二十七条 昭和二十七年四月一日以後この法律の施行前に旧法第八号の二又は改正法附則第二条の規定により療養を受けることができた者であつて、同期間に負傷又は疾病がなつたもの又はこれらの規定により療養を受けることができる期間を経過したものに關する不具障疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、従前の例による。

〔遺族援護法と恩給法との調整〕

第二十八条 軍人（遺族援護法第二十一条第一項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外の者には、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

第二十九条 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際、当該障害年金を受ける権利失

う。

際、当該障害年金を受ける権利失う。

第三十条 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者が、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける権利を有するときは、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

第三十一条 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者が、同一の事由により公務扶助料を受ける資格を有するときは（同一の事由により公務扶助料を受ける権利を有するときはを除く）、厚生省令で定める期間内に、厚生省令で定める事項を、厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

第三十二条 前二条の規定により遺族年金を受ける権利を失う者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際現に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

第三十三条 軍人又は軍人であつた者の遺族が遺族年金の支給を受ける場合において、他に同一の事由により公務扶助料の支給を受ける遺族があるときは、その者は対して支給する遺族年金の額は、改正後の遺族援護法第二十六条の規定にかかわらず、従前の例による。

第三十四条 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺

族が、遺族年金を受ける権利及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外の公務員として在職したことにより支給される扶助料を受ける権利をあわせ有する場合において、当該遺族が恩給法中改正法施行後においてもなお従前の扶助料を選択したときは、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の遺族援護法第二十六条の規定にかかわらず、従前の例による。

第三十五条 遺族援護法第十二条第一項の規定は、増加恩給の支給を受けている者が、同法第二十二条の規定により国立保養所に収容された場合に、同法第十二条第二項の規定は、旧恩給法の特例に關する件、恩給法中改正法附則又は旧未復員者給与法若しくは新法の規定により、傷病賜金又は障害一時金の支給を受けた者が、同一の事由によつて増加恩給の支給を受ける場合にそれぞれ準用する。

附則
この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

○木村（忠）政府委員 たいま議題となりました未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律の提案理由について、御説明申し上げます。

未帰還者留守家族等の援護につきましては、従来ともその万全を期していただいておりますが、このたびこれらの措置をさらに強化するため、別途未帰還者留守家族等援護法を提案いたしました次第であります。これに伴い、同法の施行に關連する経過措置、その他所要の措置をとる必要があり、また戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護と、恩給法による恩給との間にも、同様の措置をとる必要がございますので、この法律はこれらの諸措置を定めたものでありまして、その大要は次の通りであります。

第一に、未復員者給与法、特別未帰還者給与法の廃止、及び未帰還政府職員に対する給与の支給をやめたのに伴い、従前これらの制度によつて俸給等の支払いを受けていた者が、新たに立案されました未帰還者留守家族等援護法により、留守家族手当の支給が受けられない場合、あるいはその額がこの法律施行の際、従前受けていた額より少い場合において、従前の実績を保障いたしましたこととさせていただきます。

第二に、軍人恩給の復活に伴いまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法、及び未帰還者留守家族等援護法に基く諸援護の措置と、恩給法に基く恩給との間に、支給対象の重複等が生じますので、その間の調整をはかり、これらの諸制度相互の間に齟齬間隙が生ずることのないよう、措置いたしましたこととさせていただきます。

その他未帰還者留守家族等援護法の制定、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う関係法律の整理、その他二、三の点につき、あわせて所要の措置をとつたのであります。

以上提案理由につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

○平野委員長 これにて未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律案の提案理由の説明を終りました。それではお諮りいたします。本案の

審査につきましては、さきに戦争犠牲者補償に関する小委員会の審査に付しております未帰還者留守家族等援護法案、並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案と、密接な関係があると存じますので、これを該小委員会の審査に付したいと存じます。そのように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○平野委員長 次に食品衛生法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。御異議はありませんか。

○平野委員長 それでは次に、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案を議題とし、審査を進めます。本案について御質疑ございませんか。――重ねて申し上げますが、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案につきまして御質疑ございませんか。――本案についての御質疑もないようですが、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議がないようですから、本案の質疑は終了したものと認めます。

これより消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案につきまして討論に入ります。本案の討論につきましては別に通告ありませんのでこれを省略し、ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認め、そ

のよう決します。
よつて本案の討論は省略し、これより消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認めましたよつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますから、そのように御了承願います。

本日はこの程度にとどめて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時三十二分散会

〔参照〕

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に關する報告書
消費生活協同組合資金に關する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

厚生委員会議録第五号中正誤	
頁 段 行	誤 正
二 一 四	者が連帯債 債務者が、連帯債務
二 一 三	引き続き、 引き続き
二 一 七	公共的施設 の管理者の公共的施設
二 二 元	公共的施設 公共的施設
二 三 七	肥料検査員 肥料検査員
二 三 八	肥料検査員 肥料検査員
厚生委員会議録第七号中正誤	
頁 段 行	誤 正
二 一 三	軍人軍属が 軍人軍属が、昭和二十年九月二日以後
厚生委員会議録第十二号中正誤	
頁 段 行	誤 正
五 一 三	に改め に、

昭和二十八年三月十二日印刷

昭和二十八年三月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局